

岩手県告示第630号

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第41条の規定に基づき、次のとおり不動産鑑定業者に対する処分をした。

平成26年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成26年8月6日
- 2 処分を受けた不動産鑑定業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び登録番号
 - (1) 名称 有限会社尾形不動産鑑定事務所
 - (2) 主たる事務所の所在地 一関市八幡町1番37号
 - (3) 代表者の氏名 尾形善美
 - (4) 登録番号 岩手県知事登録第(8)－8号
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分の理由 2(1)に掲げる者（以下「被処分者」という。）は、平成22年10月8日に被処分者に従事する不動産鑑定士の署名押印がない鑑定評価書を不動産の鑑定評価の依頼者（以下「依頼者」という。）に交付した。このことが法第41条第1号に該当すると認められる。また、被処分者に従事する不動産鑑定士が平成22年10月8日に依頼者に交付した鑑定評価書において不当な鑑定評価を行ったとして国土交通省東北地方整備局長から平成26年6月19日に懲戒処分を受けたことについて、当該鑑定評価に係る業務は被処分者が請け負ったものであり、当該不動産鑑定士が被処分者に従事する不動産鑑定士としてこれを行ったものであることから、被処分者の責めに帰すべき理由がある。このことが法第41条第2号に該当すると認められる。